

省エネ家電購入促進事業 実施要領

第1 事業目的

省エネ家電購入促進事業（以下「本事業」という。）では、エネルギー消費量の大きな家電について、県民による省エネ性能が高い製品の購入を支援することで、電力使用量の削減による家計負担の軽減を図ることを目的とする。本要領では、本事業の実施にあたり、必要な事項を定める。

第2 事業内容

本事業では、実施要領で定める要件を満たした省エネ家電の購入者に対して、デジタル地域通貨「ふくいはぴコイン」を付与する。

第3 事務局

本事業は、ふくアプリ・ふくいはぴコイン事業事務局（以下「事務局」という。株式会社ふくいのデジタルに委託）が運営する。

第4 事業期間

本事業の事業期間は、令和7年4月18日から令和7年9月30日までとする。ただし、本事業の予算（以下「予算」という。）の上限に達した場合には、事業期間にかかわらず本事業を終了する。

第5 事業者の参加登録

本事業に参加しようとする事業者は、事務局が期限を定めて行う参加事業者の募集において、参加登録申請を行わなければならない。

2 事務局は、申請者が、次の全ての条件に該当する場合に、参加店登録を行う。

- (1) 福井県内に対象製品の販売を行う事業所（インターネット上での販売のみを行う事業所を除く。）を有すること。
- (2) 「ふくアプリ加盟店」であること。もしくは、本事業への参加登録申請とあわせて、「ふくアプリ加盟店」の登録申請を行っていること。
- (3) 役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、福井県暴力団排除条例（平成22年12月24日福井県条例第三十一号）に規定する暴力団員等ではなく、暴力団員と密接な関係を有する者にも該当しないこと。また、将来において該当する意思がないこと。
- (4) 訴訟や法令遵守上において、事業遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと。
- (5) 県から指名停止措置をうけていないこと。
- (6) 過去に、本実施要領に違反し、参加店登録の取り消しを受けていないこと。
- (7) 本事業の参加登録は、申請者およびその顧客による本事業の利用金額および利用

回数、利用期間その他一切の本事業への参加機会について、何らの保証を行うものではないことを確認し、県および事務局が、申請者に対して、本事業への参加機会に関する義務を何ら負うものではないことに同意すること。

- (8) 事業内容の変更および事業の中止、事業者への予算の配分、参加登録の取り消しその他の本事業の実施に関する一切の事項について、県および事務局が行った決定に従い、異議を申し立てないことを誓約すること。
 - (9) 本事業に関して、申請者と第三者との間に苦情または紛争が発生した場合には、当事者間でこれを解決することを誓約し、県および事務局が責任を負わないことに同意すること。
 - (10) 「ふくいはぴコイン」の付与は、実施要領で定める「ふくいはぴコイン」付与の要件を満たした省エネ家電の販売（以下「ふくいはぴコイン」の付与対象となる取引」という。）が行われた場合に限り行うとともに、付与対象となる取引および付与した「ふくいはぴコイン」の情報について、実施要領が定める方法に従って適正に記録し、事務局への報告を行うことを誓約すること。
 - (11) 次の事項に該当する場合には、福井県および事務局による「ふくいはぴコイン」の返還請求および事業者名の公表に応じることを誓約すること。
 - ① 「ふくいはぴコイン」の付与対象となる取引の事実がないにもかかわらず、「ふくいはぴコイン」を付与したとき
 - ② 「ふくいはぴコイン」の付与対象となる取引の事実が確認できないとき
 - ③ 「ふくいはぴコイン」の付与対象となる取引および付与した「ふくいはぴコイン」の情報について、事務局への報告を怠ったとき
 - (12) 返品その他の理由により、「ふくいはぴコイン」の付与対象となる取引が解除された場合には、実施要領に定める内容に従って、速やかに事務局に情報提供を行うことを誓約すること。
 - (13) チャージ券について、売買または現金、財物その他の経済上の利益との交換を行わないことを誓約すること。
 - (14) 本事業に関して、事実と異なることを告げることにより、契約の締結について勧誘を行わないことを誓約すること。
 - (15) 本事業に関して、配分された予算の額を超えて、契約の締結について勧誘を行わないことを誓約すること。
 - (16) 事業期間中には本事業に関する証拠書類を保管し、県または事務局から閲覧の求めがあった場合には、いつでも応じることを誓約すること。
 - (17) このほか、本事業について、実施要領を遵守し、県および事務局の指示に従い、誠実に実施することを誓約すること。
- 3 参加店登録を行った店舗（以下「登録店」という。）は、前項の参加条件その他実施要領に反する行為を行ってはならない。
- 4 事務局は、登録店が第2項の参加条件その他実施要領に反する行為を行った場合には、参加店登録の取り消しを行うことができる。

第6 対象製品の要件

「ふくいぴコイン」の付与対象となる製品（以下「対象製品」という。）の品目は次のとおりとする。

- (1) エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）
- (2) 電気冷蔵庫（以下「冷蔵庫」という。）
- (3) ヒートポンプ給湯器（以下「エコキュート」という。）
- (4) 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（以下「ハイブリッド給湯器」という。）
- (5) 家庭用燃料電池（以下「エネファーム」という。）

2 対象製品の要件は、次のとおりとする。

(1) 省エネ性能について、対象製品の品目に応じて、次の基準を満たすこと。

①エアコン、冷蔵庫、エコキュート

エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年8月18日経済産業省告示第二百五十八号）で定める多段階評価点について、品目の区分に応じて次の基準を満たし、かつ、経済産業省資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」（<http://seihinjyoho.go.jp/>）に掲載されていること。

品目	多段階評価点
エアコン	3.0点以上
冷蔵庫	
エコキュート	4.0点以上

②ハイブリッド給湯器、エネファーム

経済産業省資源エネルギー庁の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」において、補助対象の機器として登録を受けていること。

(2) 製品の価格（運搬費、据付費、家電リサイクル料金その他付帯費用を除き、値引きが行われている場合には、値引き前の価格とする。）について、対象製品の品目に応じて、次の基準を満たすこと。

品目	製品の価格（税込）
エアコン	100,000円以上
冷蔵庫	
エコキュート	200,000円以上
ハイブリッド給湯器	
エネファーム	

第7 「ふくいぴコイン」の付与対象となる取引

「ふくいぴコイン」の付与対象となる取引の要件は、次のとおりとする。

- (1) 対象製品の売買を目的とした契約であること。
- (2) 売主が登録店であること。
- (3) 買主が福井県内に居住する個人であること。
- (4) 事業期間内に製品の代金の支払いが行われること。
- (5) 対象製品が福井県内の住居に設置されること。
- (6) 対象製品が新品であること。
- (7) 対象製品を事業に用いることを目的としたものでないこと。
- (8) 対象製品の転売を目的としたものでないこと。

第8 「ふくいはぴコイン」の付与方法

「ふくいはぴコイン」の付与は、「ふくいはぴコイン」の付与対象となる取引の支払い行為が行われた時に、登録店から対象製品を購入した者（以下、「購入者」という。）に対して、券面記載のQRコードをスマートフォン等で読み取り、所定の操作を行うことで「ふくいはぴコイン」が取得可能なチャージ券（以下「チャージ券」という。）を配布する方法により行う。

- 2 本事業で使用するチャージ券の種類は一種類とし、チャージ券の利用により取得できる「ふくいはぴコイン」の額は、1枚あたり20,000円とする。
- 3 購入者に付与する「ふくいはぴコイン」の額およびチャージ券の配布枚数は、対象製品の品目に応じて、次のとおりとする。

品目	「ふくいはぴコイン」付与額	チャージ券の配布枚数
エアコン	20,000円	1枚
冷蔵庫		
エコキュート	40,000円	2枚
ハイブリッド給湯器		
エネファーム		

- 4 一人の購入者に対するチャージ券の配布回数は、品目ごとに一回を上限とする。
- 5 チャージ券のQRコード読み取り期限は、令和7年10月31日とする。
- 6 チャージ券の利用により取得した「ふくいはぴコイン」の有効期限は、令和8年3月30日とする。
- 7 登録店または購入者がチャージ券および「ふくいはぴコイン」を紛失、盗難、改ざん、第三者に使用された場合は、登録店または購入者の責に帰するものとし、原則、残高の返金や再交付は行わない。
- 8 返品その他の理由により、「ふくいはぴコイン」の付与対象となる取引が解除された場合には、購入者および「ふくいはぴコイン」の付与を受けた者は、対象製品を購入した登録店を経由して、事務局に連絡を行い、事務局が指示する方法により、付与を受けた「ふくいはぴコイン」を返還すること。

第9 登録店におけるチャージ券の管理および配布実績の報告

事務局は、予算の範囲内でチャージ券を発行し、登録店に交付する。

- 2 登録店は、交付されたチャージ券の枚数の範囲内で、「ふくいはぴコイン」の付与対象となる取引に関する契約の締結について勧誘を行わなければならない。
- 3 登録店は、購入者に対して、チャージ券を配布しようとするとき、「ふくいはぴコイン」の付与対象となる取引および付与した「ふくいはぴコイン」の情報を記録するため、別記1による書面（以下、「利用者記録表」という。）を作成しなければならない。
- 4 利用者記録表の作成は、購入者および登録店の事業主または役員、従業員の自署により行う。
- 5 登録店は、事務局から交付を受けたチャージ券の枚数および購入者へ配布したチャージ券の枚数を記録するため、別記2による書面（以下「チャージ券管理表」という。）を作成しなければならない。
- 6 登録店は、当月に配布したチャージ券に関して作成した利用者記録表およびチャージ券管理表について、別記3による書面（以下「実績報告提出用表紙」という。）とともに、翌月10日までに事務局にメールまたはFAXにて提出しなければならない。
- 7 登録店は、事務局が別に定める要件を満たした場合に限り、別記4による書面により、チャージ券の追加交付申請を行うことができる。事務局は、登録店におけるチャージ券の配布状況、配布実績、予算の残額その他の事情をもとに、追加交付の可否および交付枚数を決定する。
- 8 事務局は、予算の執行状況に応じて、追加交付申請の受付を停止する。
- 9 事務局が登録店に対して行うチャージ券交付の時期、枚数、相手方その他一切の方法は、事務局の裁量により決定するものであり、登録店はこれに異議を申し立てることはできない。
- 10 事業期間の終了時点において、配布されなかったチャージ券は、事務局が指示する方法により、事務局に返還しなければならない。

第10 スマートフォン非保持者対応

チャージ券の配布を受けた購入者であって、「ふくいはぴコイン」を取得可能なスマートフォンを所持していないものは、別記5による書面（以下「スマホ非保持者用チャージ券引換申請書」という。）により、チャージ券と商品券との交換を申請することができる。

- 2 スマホ非保持者用チャージ券引換申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 対象製品に関する支払いが記録されたレシートまたは領収書等の写し
 - (2) 申請者の本人確認書類の写し
 - (3) 申請者が配布を受けたチャージ券
- 3 事務局は、申請者から提出のあったスマホ非保持者用チャージ券引換申請書の内容が適正であると認められる場合に、申請者に対して商品券を付与する。
- 4 登録店は、購入者からの求めに応じて、スマホ非保持者用チャージ券引換申請書を配布しなければならない。

第 11 返還請求および事業者名の公表

県および事務局は、登録店が次の事項に該当する場合は、「ふくいはいびコイン」の返還請求および事業者名の公表を行うことができる。

- (1) 「ふくいはいびコイン」の付与対象となる取引の事実がないにもかかわらず、「ふくいはいびコイン」を付与したとき
- (2) 「ふくいはいびコイン」の付与対象となる取引の事実が確認できないとき
- (3) 「ふくいはいびコイン」の付与対象となる取引および付与した「ふくいはいびコイン」の情報について、事務局への報告を怠ったとき
- (4) チャージ券および「ふくいはいびコイン」について、紛失、盗難などにより、第三者に取得、使用されたとき
- (5) このほか、本要領に違反行為その他の不正行為を行ったとき

第 12 証拠書類の保管・不正受給への対応

登録店は、本事業に関する証拠書類を保管し、県または事務局から閲覧の求めがあった場合には、いつでも応じなければならない。

2 登録店は、本要領に違反する行為その他不正行為の疑いが認められる場合には、事務局の求めに応じて速やかに情報提供を行うとともに、事務局の指示に従い対応すること。

第 13 免責事項

本事業により、登録店、購入者または第三者が被った損害について、故意又は重過失によるものである場合を除き、県および事務局は責任を負わないものとする。

第 14 その他

県および事務局は、本要領の内容を含めて、本事業に関する業務の全部または一部を変更または中止することができる。

2 実施要領に記載のない事項については、「「ふくアプリ」利用規約」および「[福井県ふくアプリデジタル通貨]利用規約」、「ふくアプリ加盟店規約」、「福井県デジタル地域通貨加盟店取扱要領」によるほか、県または事務局が決定する。

省エネ家電購入応援キャンペーン 2025 利用者記録表

「省エネ家電購入応援キャンペーン 2025」のご利用者さまの情報をご記入いただき、登録店へご提出ください。
 なお、高額チャージ券の進呈となるため、管理確認と不正防止の観点から、本記録表は登録店からふくアプリ・ふくいはぴコイン事業事務局へ提出させていただきます。

※ご利用者さまに、当事務局より確認の連絡をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
 また、個人情報については、当事務局にて厳重に管理いたします。

ご利用者さま記入欄	ご購入日 (お支払日)	2025 年 月 日		
	購入製品 (チャージ券付与額) 購入製品に✓をご記入ください。	<input type="checkbox"/> エアコン (20,000 ポイント) <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 (20,000 ポイント) <input type="checkbox"/> エコキュート (40,000 ポイント) <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器 (40,000 ポイント) <input type="checkbox"/> エネファーム (40,000 ポイント)		
	ご購入者氏名 (ご本人がご署名 ください。)	フリガナ 氏 名	ご連絡先 電話番号	
	ご購入者ご住所	〒 福井県		
	設置場所	<input type="checkbox"/> 上記住所に同じ (✓をご記入ください。) 福井県		

<誓約事項> 下記をご確認いただき、□に✓をご記入ください。

- {
- 私は、今回購入する品目の家電について、省エネ家電購入応援キャンペーン 2025 の支援を受けたことはありません。
 - 購入目的は個人での使用に限定し、設置場所の住所で使用します。
 - 今後、商品の返品があった場合のチャージ券の取扱いについては、事務局の指示に従います。
 - このほか、キャンペーンの利用にあたっては、「省エネ家電購入促進事業 実施要領」を遵守します。
 - 私は、キャンペーンを利用し、上記の通りチャージ券を受領しました。

登録店記入欄	○チェックリスト ※該当の購入品目の□に✓をご記入ください。			
	<input type="checkbox"/> エアコン	: 税込 10 万円以上・省エネ性能★3.0 以上・チャージ券付与額 20,000 円		
	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫	: 税込 10 万円以上・省エネ性能★3.0 以上・チャージ券付与額 20,000 円		
	<input type="checkbox"/> エコキュート	: 税込 20 万円以上・省エネ性能★4.0 以上・チャージ券付与額 40,000 円		
	<input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器	: 税込 20 万円以上・「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」の補助対象機器・チャージ券付与額 40,000 円		
	<input type="checkbox"/> エネファーム	: 税込 20 万円以上・「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」の補助対象機器・チャージ券付与額 40,000 円		
登録店名 (ふくアプリ加盟店名)		ご担当者名		
		ご連絡先		
本人確認	<input type="checkbox"/> 済			
機種名 (型番)				
チャージ券管理番号	B		B	

※ 記入欄が不足する場合は、本シートをコピーしてお使いください。

※ 店舗でも利用者記録表の確認ができるよう、写し (コピー) を事務局にご提出ください。

※ ご利用いただいた月の翌月 10 日までに事務局までメールまたは FAX (PDF 添付) にてご提出ください。

【問い合わせ先】 ふくアプリ・ふくいはぴコイン事業事務局 省エネ家電購入応援キャンペーン係

TEL : 0776-50-7698

FAX : 0776-50-7720

MAIL : shoene-fukuappli@bsec.jp

《省エネ家電購入応援キャンペーン2025 ポイントチャージ券管理表》

登録店名	
------	--

ご担当者名： _____

※毎月の実績報告の際、およびポイントチャージ券追加依頼の際にご提出ください。

No	日付	入庫	配布	残数	摘要（対応者、お客様名等記入にご利用ください。）
例	4/12	10	0	10	初回配布分
例	4/20	0	3	7	A様1枚、B様2枚
1	/				
2	/				
3	/				
4	/				
5	/				
6	/				
7	/				
8	/				
9	/				
10	/				
11	/				
12	/				
13	/				
14	/				
15	/				
16	/				
17	/				
18	/				
19	/				
20	/				
21	/				
22	/				
23	/				
24	/				
25	/				
合計					

※入庫・配布の都度ご記入ください。

※毎月末に残枚数とシート記入枚数をご確認ください。

※キャンペーン終了時に残ったチャージ券とともに事務局にご提出ください。

ふくアプリ・ふくいはぴコイン事業事務局

省エネ家電購入応援キャンペーン係 行き

<FAX：0776-50-7720>

<MAIL：shoene-fukuappli@bsec.jp>

実績報告	月分
-------------	-----------

【報告件数 件】

登録店名	
------	--

担当：

TEL：

FAX：

MAIL：

※チャージ券管理表・利用者記録表を添付ください。

<備考欄>

別記4

**省エネ家電購入応援キャンペーン
チャージ券追加依頼フォーム**

チャージ券の残数が少なくなりましたら、下記必要情報を記載の上、FAXまたはメール（PDF添付）にてお送りください。

※ポイントチャージ券管理表を添付ください。

ふくアプリ・ふくいはぴコイン事業事務局 省エネ家電購入応援キャンペーン係 行
FAX：0776-50-7720

登録店 記入欄	
登録店名	： (TEL / FAX)
住所（発送先）	〒 -
ご担当者様名	：
希望数	： 省エネ家電ポイント チャージ券 枚
申請時点での残数	： 省エネ家電ポイント チャージ券 枚

納品希望日	月 日 () までに到着希望
--------------	-----------------

事務局 回答欄	対応者
<input type="checkbox"/> 受付完了しました	
<p>※チャージ券の利用状況等により、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。</p> <p>※受付から発送までに営業日(平日)で3日ほどお時間をいただきます。週末の在庫はご注意ください。</p>	

<p>ふくアプリ・ふくいはぴコイン事業事務局 省エネ家電購入応援キャンペーン係</p> <p>電話番号：0776-50-7698 FAX：0776-50-7720</p> <p>メールアドレス：shoene - fukuappli@bsec.jp</p> <p>営業時間：平日9:00～17:00（土日祝休み）</p>

<スマホをお持ちでないなど、ふくアプリをご利用できない方>

省エネ家電購入応援キャンペーン 2025 チャージ券引換申請書

スマートフォンを所有しておらず、ふくアプリの使用が困難であるため、以下の通りチャージ券と商品券との引き換えを申請します。

ご購入日 (お支払日)	2025年 月 日		
ご購入者氏名	フリガナ 氏名	ご連絡先 電話番号	
ご住所	〒 福井県		
購入製品 (チャージ券付与額) 購入製品に✓を ご記入ください	<input type="checkbox"/> エアコン (20,000 ポイント) <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 (20,000 ポイント) <input type="checkbox"/> エコキュート (40,000 ポイント) <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器 (40,000 ポイント) <input type="checkbox"/> エネファーム (40,000 ポイント)		

※「ご住所」欄記載の住所に、ご提出いただいたチャージ券の券面と同額相当の商品券を送付いたします。(申請いただいた月の翌月末頃お送りいたします。)

必要書類

※下記の必要書類一式を下記宛先の事務局までご提出ください。

- ・チャージ券引換申請書(本用紙) 1通
- ・購入した製品の支払いが記録されたレシートまたは領収証等の写し
※領収書の場合は宛名が購入者名、但し書きに購入品目が記載されていることをご確認ください。(裏面所定の場所に貼付してください。)
- ・本人確認書類の写し(裏面所定の場所に貼付し提出ください。)
なお、本人確認書類は、下記のものとしします。
マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、障がい者手帳等福祉手帳、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書等としします。(住所記載欄のあるもの)
上記書類を持っていない場合は、以下の①と②の書類のうち、
①を2つまたは①と②の組み合わせであれば、本人確認書類として提示可能としします。
①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書
②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証・証明書
- ・チャージ券
※店舗から進呈された未使用のチャージ券を全てご提出ください。

購入した製品 (チャージ券の枚数)	エアコン (1枚)	冷蔵庫 (1枚)	エコキュート (2枚)	ハイブリッド給湯器・ エネファーム (2枚)
----------------------	--------------	-------------	----------------	------------------------------

【宛先】

ふくアプリ・ふくいほぴコイン事業事務局 省エネ家電購入応援キャンペーン係
住所：〒910-0005 福井県福井市大手3-4-1 福井放送会館4C
TEL：0776-50-7698 MAIL：shoene-fukuappli@bsec.jp

※申請にあたっての注意事項

- (1) 送料は申請者の負担となります。
- (2) 申請期限は10月31日必着となります。なお、郵便事故等による申請書の未着、遅延などに関して、事務局は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。

購入した製品の支払いが記録されたレシートまたは領収証等の写し・
本人確認書類の写しを下記に貼り付けし、ご提出ください。

写し貼り付け欄